

事業承継税制が大きく変わります！

●概要

「事業承継税制」は、中小企業の後継者が、先代経営者等から贈与又は相続により取得した自社株式について、一定の要件を満たせば、当該株式にかかる贈与税・相続税の納税が猶予・免除される制度です。

平成30年度の税制改正により、この事業承継税制について、これまでの措置（以下、「一般措置」）に加え、2018年1月1日から2027年12月31日までの10年以内に行う自社株式の贈与・相続を対象として、大幅に要件を緩和する「特例措置」が創設されました。

●特例措置を受けるために

事業承継税制の特例措置の適用を受ける中小企業は、会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承認計画」を策定し、税理士等の認定経営革新等支援機関の意見を記載の上、2018年4月1日から2023年3月31日までの5年の間に都道府県知事に提出をし、認定を受ける必要があります（一般措置は不要）。

また、後継者は、贈与・相続の申告期限から5年間は代表者として事業の継続をし、株式の保有も継続する必要があります。

●特例措置により緩和された要件

① 対象株数・納税猶予割合

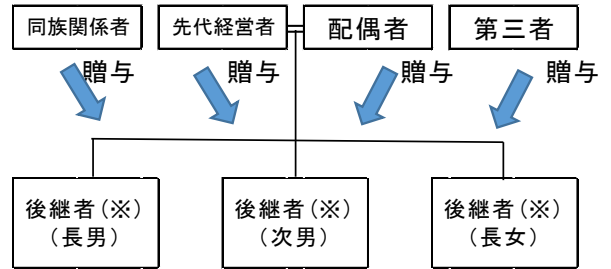
	特例措置	一般措置
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100%（※） 相続：80%

（※）相続時の財産に、生前贈与をした株式の額を足し戻して、相続税を計算、その株式にかかる相続税について80%の納税を猶予。

一般措置で納税猶予となるのは、総株式数の3分の2までであり、相続税の納税猶予割合は80%ですので、実際に猶予されるのは、 $2/3 \times 80\% = \text{約} 53\%$ のみでしたが、改正後の特例措置では、全株式の100%に納税猶予が拡大されます。

② 承継パターンの拡大

「複数株主→1人の後継者」から「複数株主→最大3人の後継者」に拡大。



（※）代表権を有しているものに限る

（※）相続開始の時に、議決権割合の10%以上を有し、かつ筆頭株主となること（他の後継者を除く）。

③ 雇用要件の見直し

一般措置では、事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持することが求められています。仮に雇用8割を維持できなかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要があります。



改正後の特例措置では、5年間の雇用平均が8割未達となった場合でも、下回った理由等を記載した報告書（※）を都道府県知事に提出し、確認を受けることで猶予は継続されます。

（※）認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限りです。

④ 事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除

特例措置を適用して贈与・相続をした後、5年経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じ、「特例措置を受けた株式を売却」、「廃業」をした際は、その売却額や廃業時の相続税評価額を基に、贈与・相続税額を再計算し、当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます。（一般措置では、当初の納税猶予税額を納税することになります。）（古井 洋平）